

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和6年6月21日

九十九里地域水道企業団企業長職務代理者
九十九里地域水道企業団副企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 工 事 名 光取水口浚渫工事
- (2) 工 事 場 所 山武郡横芝光町宝米1751番地先
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 工 事 期 限 令和7年2月28日限り
- (5) 工 事 の 概 要
 - ア 目的
本工事は、光取水口の浚渫を行うものである。
 - イ 概要
 - (ア) 進入路築造及び撤去 1式
 - (イ) 堆積土浚渫 1式
 - (ウ) 浚渫土運搬、処分 140m³
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 最低制限価格制度実施要領を適用し設定する。
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 請負代金の1/10以上
- (10) 工事費内訳書 有
- (11) 前・中間支払金 有

※最低制限価格の算出方法については、企業団ホームページ内「最低制限価格制度実施要領」に掲載しています。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本工事の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「建設工事用」に記載されているもののうち、【とび・土工・コンクリート工事】について、建設業法に定める一般又は特定建設業の許可を受けている者。
- (2) 本工事の公告日から本工事の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本工事の公告日前に横芝光町・匝瑳市・山武市に本店又は建設業法に基づく許可を得た支店等がある者。
- (4) 【とび・土工・コンクリート工事】の工種に係る格付けがA等級又はB等級である者。
- (5) 本工事において、【とび・土工・コンクリート工事】の主任技術者又は監理技術者（開札日現在3か月以上の雇用関係にある者）を関係法令に基づき配置できる者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本工事の公告日までにされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本工事の公告日までにされていない者

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和6年7月9日（火）午前・~~午後~~ 9時30分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和6年7月8日(月)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した工事名

(エ) 公告した工事場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した工事名

(ウ) 公告した工事場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

※宛名が職務代理人に変更となっております。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。

封筒の封は糊付けをお願いします。

- (4) 令和6年5月21日より当企業団企業長は職務代理人となっているため、各書類の宛名の記載には注意してください。

6 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、工事費内訳書の提出を求められている場合は、工事費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と工事費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 工事費内訳書に工事名、工事場所の記載がない場合。

ウ 工事費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本工事内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 工事費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本工事内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和6年6月26日（水）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和6年7月1日（月）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団建設工事等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 【とび・土工・コンクリート工事】の主任技術者又は監理技術者の資格を証明するもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

入札条件

1 中間前金払と部分払の選択について

(1) 本工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払・部分払・不要のいずれかを選択するものとする。ただし、前金払を必要としない場合は、対象としない。

なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。

(2) 債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が100万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

2 中間前金払の請求

(1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事の係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

(2) 契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

令和 6 年度

光取水口浚渫工事

設 計 書

総括表

九十九里地域水道企業団			工事番号	九水企修令6第8号		提出年月日							
課長		副課長		場長		副場長		班長		審査		設計	
年度 科目	令和6年度		款 水道用水供給事業費用		項 営業費用		目 原水及び浄水費			節 修繕費			
工事名		光取水口浚渫工事											
工事場所		山武郡横芝光町宝米1751番地先					工事施行方法			請負			
							工事期限		令和7年2月28日限り				
設計金額			円										
工事価格			円										
消費税相当額			円										

設

本工事は、光取水口の浚渫を請負により行うものであり、その概要は下記のとおりである。

記

計

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 進入路築造及び撤去 | 1 式 |
| 2. 堆積土浚渫 | 1 式 |
| 3. 浚渫土運搬、処分 | 1 4 0 m ³ |
| | －以上－ |

説

明

本 工 事 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	直接工事費							
		進入路築造及び撤去		式	1			第 1 号内訳書参照
		堆積土浚渫		式	1			第 2 号内訳書参照
		浚渫土運搬、処分		式	1			第 3 号内訳書参照
		仮設費		式	1			第 4 号内訳書参照
	直接工事費計							
		運搬費（積み上げ）		式	1			第 5 号内訳書参照
		準備費（積み上げ）		式	1			第 6 号内訳書参照
		共通仮設費		式	1			
		共通仮設費計						

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
	工事原価							
		一般管理費等		式	1			
	工事価格							
		消費税相当額		式	1			
工事費計								

第 1 号内訳書 進入路築造及び撤去

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
進入路築造工		箇所	2			第 1 号単価表参照
進入路撤去工		箇所	2			第 2 号単価表参照
土砂等運搬		m ³	72			第 3 号単価表参照
進入路盛土用土砂処理費		m ³	72			
計						

第 2 号内訳書 堆積土浚渫

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
バックホウ運転	超ロングアーム 山積0.4m ³	日				第 4 号単価表参照
バックホウ（排出ガス対策型）	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	日				第 5 号単価表参照
計						

第 3 号内訳書 浚渫土運搬、処分

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
浚渫土砂掻き寄せ		m ³	140			第 6 号単価表参照
浚渫土積み込み工		m ³	140			第 7 号単価表参照
ダンプトラック運搬工	4 t	m ³	140			第 8 号単価表参照
浚渫土処理費		m ³	140			
計						

第 4 号内訳書 仮設費

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
仮置き場築造工		m ³	71			第 9 号単価表参照
仮置き場築堤撤去工		m ³	71			第 10 号単価表参照
敷鉄板賃料		枚	12			第 11 号単価表参照
シート損料	3.6m×5.4m ブルーシート	枚	8			
計						

第 5 号内訳書 運搬費 (積み上げ)

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ運搬	クローラ型 0.4m ² 超ロングアーム型	台	1			第 12 号単価表参照
仮設材運搬	敷き鉄板	式	1			20kmまで 第 13 号単価表参照
仮設材の積み込み取卸し費	敷き鉄板	t	19.2			第 14 号単価表参照
計						

第 6 号内訳書 準備費 (積み上げ)

1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草 I (肩掛式)		m2	850			第 15 号単価表参照
計						

第 1 号 単価表

進入路築造工

1 箇所 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
盛土工		m3	36			第 16 号単価表参照
計	1 箇所 当り					

第 2 号 単価表

進入路撤去工

1 箇所 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削		m3	36			第 17 号単価表参照
積込 (ルーズ)		m3	36			第 18 号単価表参照
計	1 箇所 当り					

第 3 号 単価表

土砂等運搬

1 m3 当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (一般)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

第 4 号 単価表

バックホウ運転

超ロングアーム 山積0.4m³

1 日 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ（クローラ）	排ガス型（第1次）山積0.4m ³	時間				第 19 号単価表参照
計	1 日 当り					

第 5 号 単価表

バックホウ (排出ガス対策型)

山積0.45m³ (平積0.35m³)

1 日 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L				
運転手 (特殊)		人				
バックホウ(クローラ型) [標準型・排対型(第1次)]	標準バケット容量 山積0.45m ³ / 平積0.35m ³	供用日				
計	1 日 当り					

第 6 号 単価表

浚渫土砂掻き寄せ

1 m3 当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型]	排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.8m3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手(特殊)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

第 7 号 単価表

浚渫土積込み工

1 m3 当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第2次） 山積0.45m3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手（特殊）		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

第 8 号 単価表

ダンプトラック運搬工

4 t

10 m3 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック運転	4t積	日				第 20 号単価表参照
計	10m3 当り					
	1m3 当り					

第 9 号 単価表

仮置き場築造工

100 m3 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
バック杪排対(1次)	山積0.45m3(平積0.35m3)	時間				第 21 号単価表参照
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計	100 m3 当り					
	1 m3 当り					

第 10 号 単価表

仮置き場築堤撤去工

1 m3 当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型]	排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.8m3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手(特殊)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

第 11 号 単価表

敷鉄板賃料

1 枚 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料 22×1524×6096mm	90日以内	枚	20			
整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1			
諸雑費(まるめ)		式	1			
計	1枚 当り					

第 12 号 単価表

バックホウ運搬

クローラ型 0.4m²
超ロングアーム型

1 台 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1			
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計						
	往復					

第 13 号 単価表

仮設材運搬

敷き鉄板

1 式 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運賃料金	鋼材の運送に関わる運賃料金 20kmまで 12m以内	t	19.2			1.604*12
計						
	往復					

第 14 号 単価表

仮設材の積込み取卸し費

敷き鉄板

1 t 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み、取卸し費		t	2			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1 t 当り					

第 15 号 単価表

機械除草 I (肩掛式)

1000 m2 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
軽作業員		人				
草刈機 [肩掛式]	カッタ径 2 5 5 mm	日				
諸雑費 (率+まるめ)		式				
計	1000 m2 当り					
	1 m2 当り					

第 16 号 単価表

盛土工

100 m3 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
盛土用土砂		m ³	133			
普通作業員		人				
バックホ排対(1次)	山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	時間				第 21 号単価表参照
諸雑費(まるめ)		式	1			
計	100m ³ 当り					
	1m ³ 当り					

第 17 号 単価表

掘削

1 m3 当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型]	排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.8m3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手(特殊)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

第 18 号 単価表

積込 (ルーズ)

1 m3 当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型 (第2次) 山積0.45m3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (特殊)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

第 19 号 単価表

バックホウ（クローラ）

排ガス型（第1次）山積0.4m3

1 時間 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人				
軽油		L				
バックホウ（クローラ）[超ロングアーム型]	排ガス型（第1次） 山積0.4m3	時間				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1時間 当り					

第 20 号 単価表

ダンプトラック運転

4t積

1 日 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (一般)		人				
軽油		L				
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	供用日				
タイヤ損耗費	4 t 積級 良好 供用日	供用日				
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計	1 日 当り					

第 21 号 単価表

バックホウ排対(1次)

山積0.45m3(平積0.35m3)

1 時間 当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人				
軽油		L				
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型 (第1次) 山積0.45m3	時間				
諸雑費 (まるめ)		式	1			
計	1時間 当り					

光 取 水 口 浚 渫 工 事

特 記 仕 様 書

九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団

第1章 一般共通事項

1. 本特記仕様書によって施工する工事は、光取水口浚渫工事で、設計書及び工事等共通仕様書、関係法令等に基づき九十九里地域水道企業団監督職員（以下監督職員という。）の指示に従い施工すること。
2. 受注者は、工期を厳守し、同期間内に完成させること。
3. 受注者は、工事施工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。
4. 設計図書に明示ない事項で疑問を生じた場合は、監督職員と協議することとし、施工上若しくは技術上、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施工すること。
5. 当企業団は、必要に応じて工事の増減、変更又は中止を命ずることができる。
また、工事施工上、設計変更が生じた場合においても、これらの場合における請負金額の増減は、契約書に基づき当企業団及び受注者両者協議のうえ、当企業団単価及び積算基準により行うものとする。
6. 受注者は工事施工にあたり、工事に関する諸法規関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、安全対策に十分留意すること。
7. 工事施工にあたり、資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者が施工すること。
8. 工事中用機械、器具等が設計図書に指定されている場合は、これに適用するものを使用すること。
ただし工事施工にあたり、より条件に合った機械器具がある場合は、監督職員の承諾を得て使用することができる。
9. 工事施工に際し、障害となる既設構造物その他に対しては、監督職員と協議のうえ防護又は一時移転を行うこと。
万一損害を与えた場合は、受注者の責任において一切を処理すること。
10. 本工事に関連して、他の工事及びその他交渉の必要が生じたときは、監督職員に連絡し、関係者による協議を実施し工事の進捗を図ること。
11. 就業時間は、平日午前8時30分より午後5時迄とし、土曜日、日曜日及び祝日は休日とする。
ただし、平日以外または就業時間外に作業を行う必要を生じた場合は、監督職員にその内容を説明し、書面により承諾を得たうえで実施することができる。
12. 作業中は、現場の整理整頓を行い常に安全な状態で施工すること。
また、作業終了後は清掃を行い現場の美化に努めること。
13. 受注者は、設計図書に記載された機器、材料について、承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
14. 機器及び材料については、現場搬入の都度、監督職員の確認を受けること。
15. 受注者は、当企業団の定める工事記録写真撮影要領により写真を撮影し、完成図書とともに提出すること。
16. 工事完成検査にあたり、現場代理人及び主任技術者は当該検査に立ち会わなければならない

らない。

第2章 建設副産物対策

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

なお、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提示すること。

2. その他

- (1) 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にし、計画内容等を現場担当者に周知徹底しなければならない。

- (2) 工事現場において、建設廃棄物の処理方法毎に分別し、保管基準を遵守し、適切に

保管しなければならない。

- (3) 建設廃棄物の再利用及び減量化のできないものについては、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければならない。
- (4) 建設廃棄物の処理を委託する場合には、以下の事項に留意し適正に委託しなければならない。
 - ア 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
 - イ 建設廃棄物運搬については、運搬経路の設定及び車両、積載量の適切な管理をすること。
- (5) 受注者は廃棄物の処理に関し、以下の書類を提出しなければならない。
 - ア 収集・運搬及び処分委託契約書の写し。
 - イ 収集・運搬業許可証及び処分業許可書の写し。
 - ウ 再生資源利用実施書及び、再生資源利用促進実施書並びに、建設副産物情報交換システム工事登録証明書。
 - エ 運搬経路図。
 - オ 保管、搬出、処分（搬出車両ナンバー、処分場掲示板）等の写真。
 - カ その他監督職員の指示する書類。

第3章 注意事項

- 1. 本工事場所は、二級河川栗山川であり山武土木事務所の管理地であるため、受注者は次の事項について特に留意すること。
 - (1) 作業員名簿を提出し、作業員等の管理を徹底すること。
 - (2) 作業開始前は、監督職員に作業員人数を報告すること。
なお、作業終了後についても同様とし報告後退場すること。
 - (3) 管理用道路については、敷き鉄板等で養生を行い、道路面を損傷しないよう十分注意すること。
 - (4) 隣接場所において別途工事がある場合は、これら関係者と相互に調整のうえ施工を行うこと。
 - (5) 取水口施設等には、触れないこと。
 - (6) 作業範囲以外には、立ち入らないこと。
 - (7) 機械器具の管理徹底を図ること。
 - (8) 浚渫土乾燥用地の安全管理を図ること。

第4章 工事仕様

- 1. 工事仕様
 - (1) 進入路築造及び撤去
 - ア 進入路築造及び撤去にあたっては、堤防が損傷しないよう十分注意を払って施工すること。

イ 進入路は、上流及び下流に1箇所ずつ設けるものとし、シートで養生して盛土を行うこと。

なお、浚渫土搬出後は、速やかに撤去すること。

ウ 撤去した進入路の土砂は法律を遵守し適正処分すること。

(2) 堆積土浚渫

ア 浚渫作業は、ロングアームのバックホウを使用し、掘削深さを常時管理しながら施工すること。また、バックホウを移動する場所は敷鉄板を敷いて河川敷を傷めないようにすること。

イ 掘削作業の開始及び終了は、監督職員の指示により行うものとする。

ウ 掘削場所、深さ掘削時間等の詳細は、監督職員の指示により行うものとする。

エ 浚渫土砂は仮置き場内に置くこと。

なお、仮置き場内の浚渫土は乾燥促進のため、なるべく均一に敷き均すこと。

(3) 浚渫土運搬及び処分

ア 浚渫土の運搬車両は4 t車以下とする。

イ 浚渫土の搬出時期は、監督職員の指示によるものとする。

ウ 浚渫土砂は法律を遵守し、適正処分すること。

(4) 仮置場築造及び撤去

ア 仮置場は、土砂の流出を防ぐため小堤防を設けること。

第5章 特記事項

1. 施工管理

(1) 工事施工に際し、専門技術・知識及び経験を有する技術者による施工管理を行うこと。

(2) 進入路として使用した堤防部分は、搬出後速やかに原形に復旧すること。

(3) 浚渫土の運搬にあたっては、堆積物を落下させないよう細心の注意を払うこと。

なお、万一、飛散させた場合は速やかに取り除くこと。

2. 関連工事との協調

本工事場所には取水施設が含まれるため、取水場保守業務者等と競合するので、資材搬入ルート、工事用車両の制約等については監督職員及び近接工事施工業者と調整のうえ施工を行うこと。

3. 用地等の使用

受注者は、工事施工のために企業団用地等を使用するときは、施設管理者の承諾を受けなければならない。

4. 現場管理

(1) 施工中の安全確保に関して現場管理を行うとともに、災害及び事故の防止に努めること。

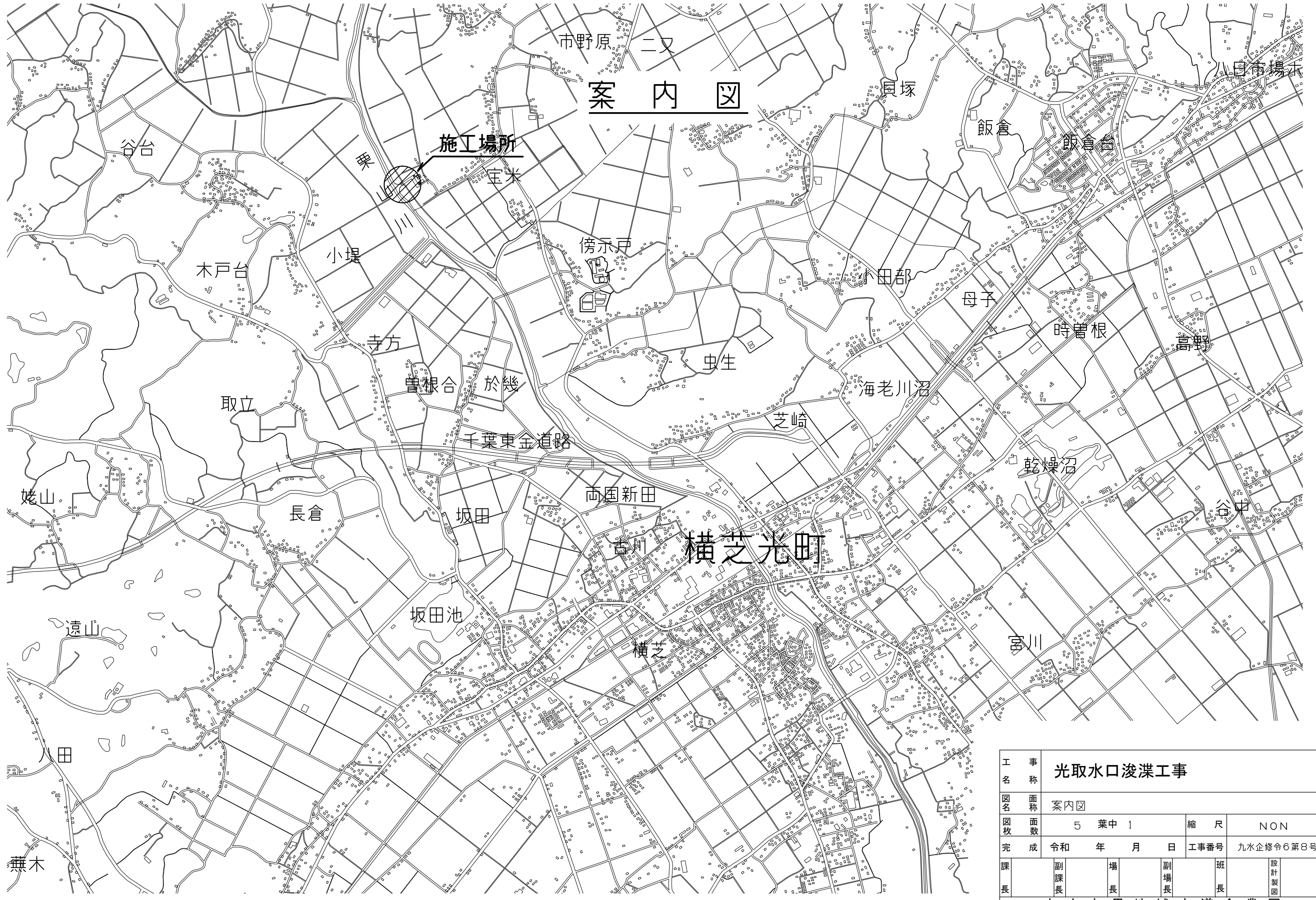
また、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先すると共に、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告すること。

(2) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い災害の予防に努めること。

(3) 工事の施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染等の影響が生じないように周辺環境の保全に努めること。

5. 養生・後片付け

既設取水口設備、工事目的物の施工済み部分等については、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うと共に、工事完成後は、施工範囲と工事影響範囲の後片付け及び清掃を行うこと。

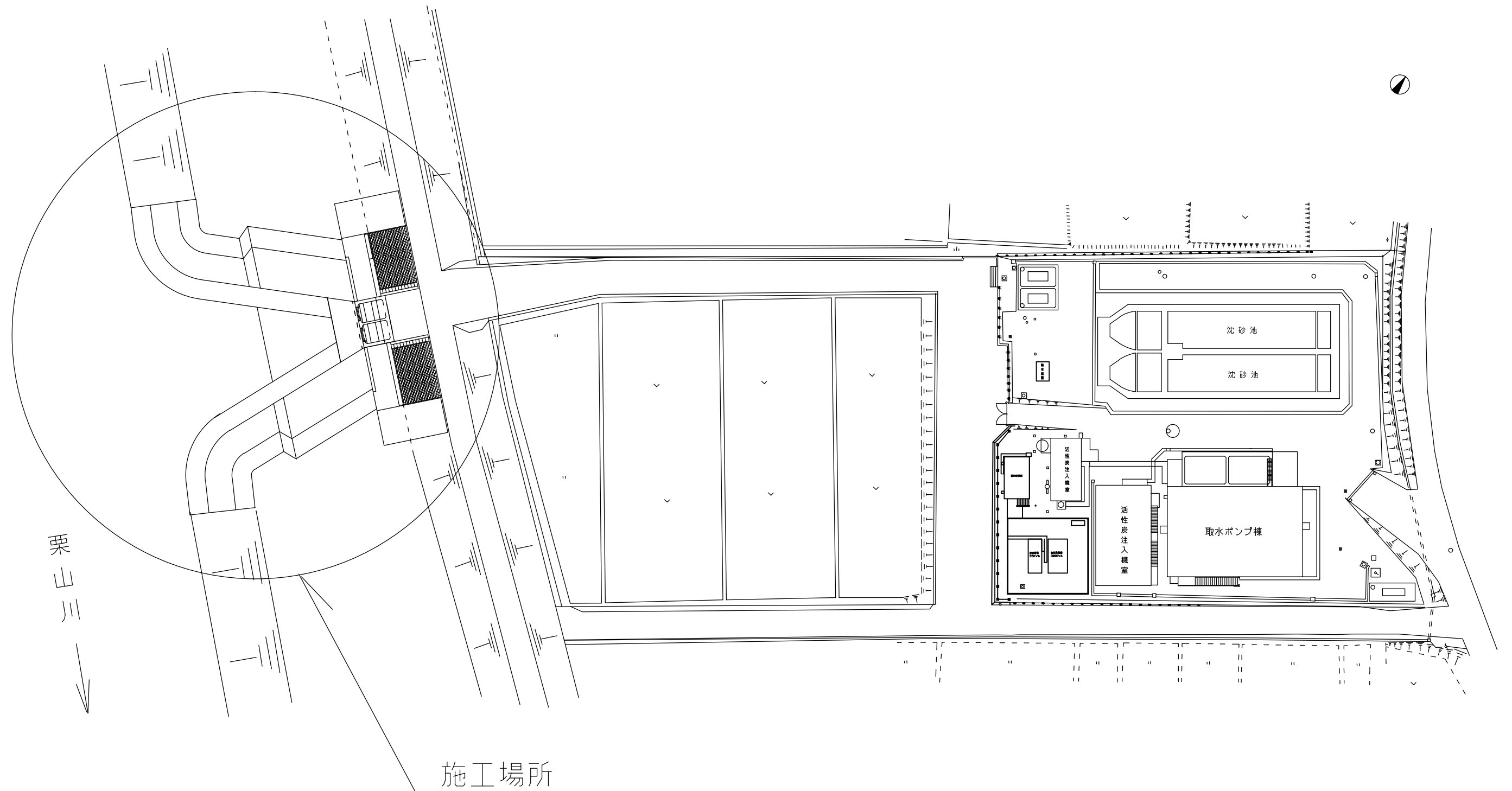


案内図

施工場所

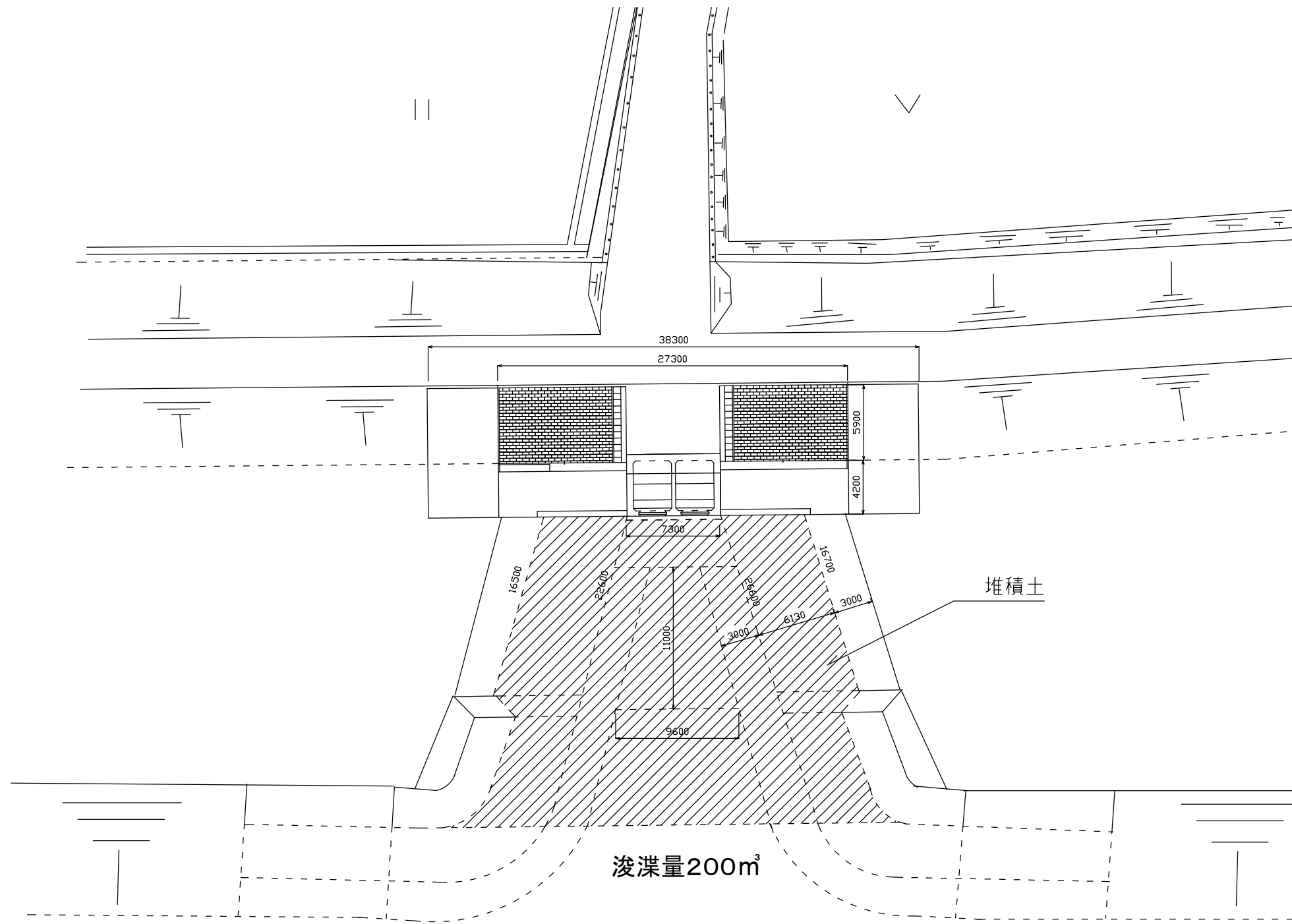
工 事 名 称	光取水口浚渫工事			
図 名	案内図			
図 面 数	5 葉中 1	縮 尺	NON	
完 成	令和 年 月 日	工事番号	九水企修令6第8号	
課 長	副 課 長	場 長	副 場 長	班 長 設 計 製 図
九十九里地域水道企業団				

光取水場平面図



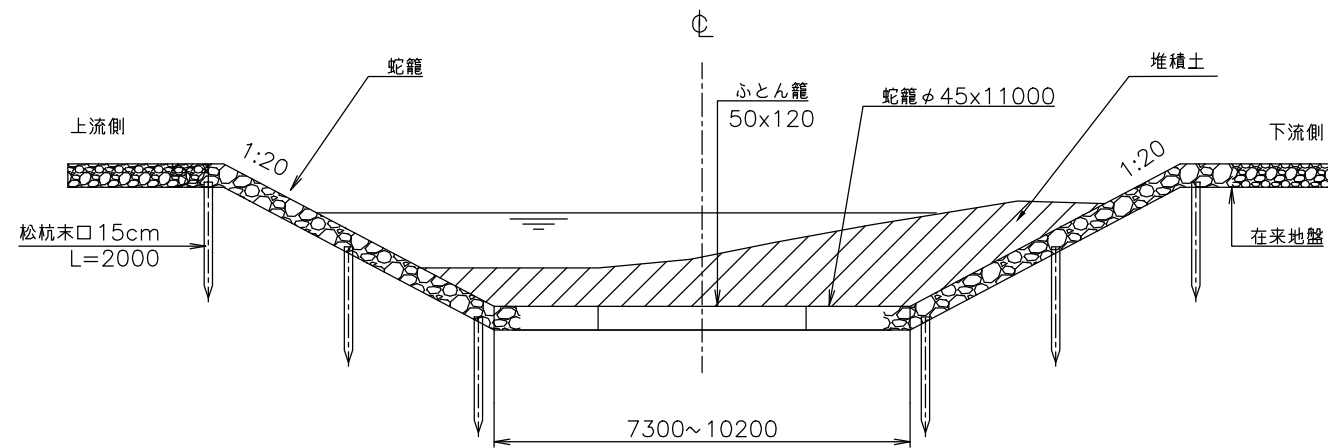
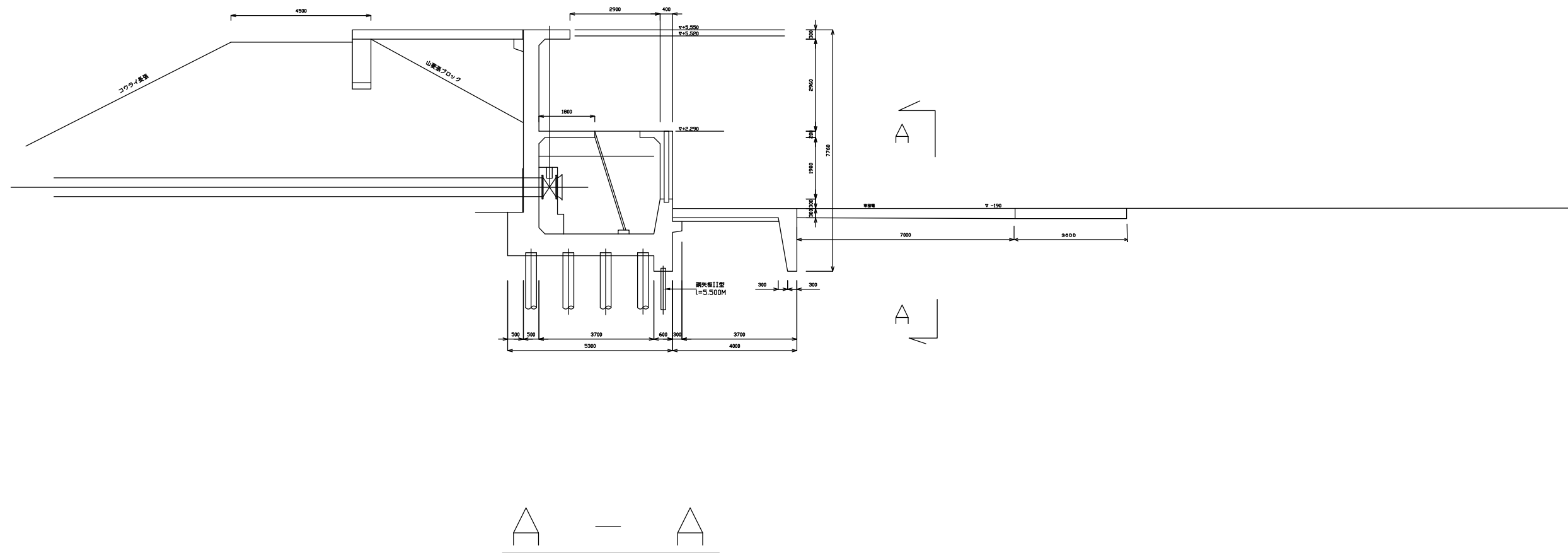
工 名	事 称 光取水口浚渫工事				
図 名	面 称 取水場平面図				
図 枚	面 数	5 葉中 2	縮 尺	NON	
完 成	令和 年 月 日		工事番号	九水企修令6第8号	
課 長	副 課 長	場 長	副 場 長	班 長	設 計 製 図
九十九里地域水道企業団					

光取水口平面図

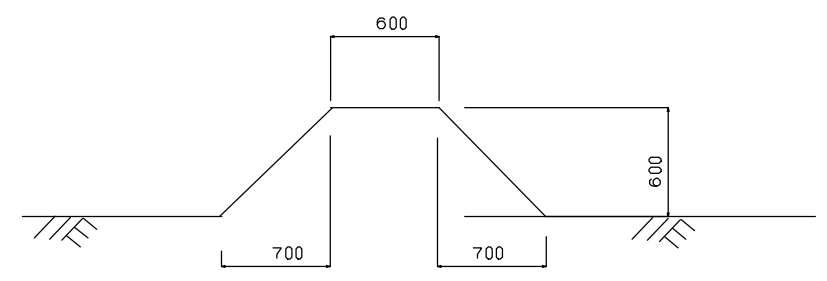
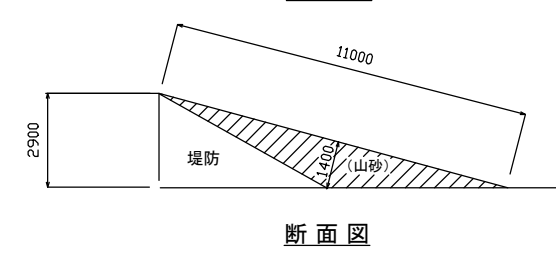
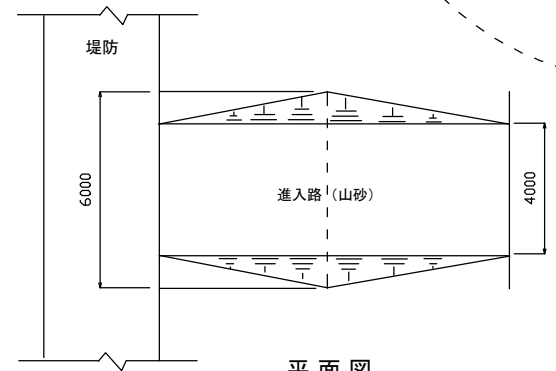
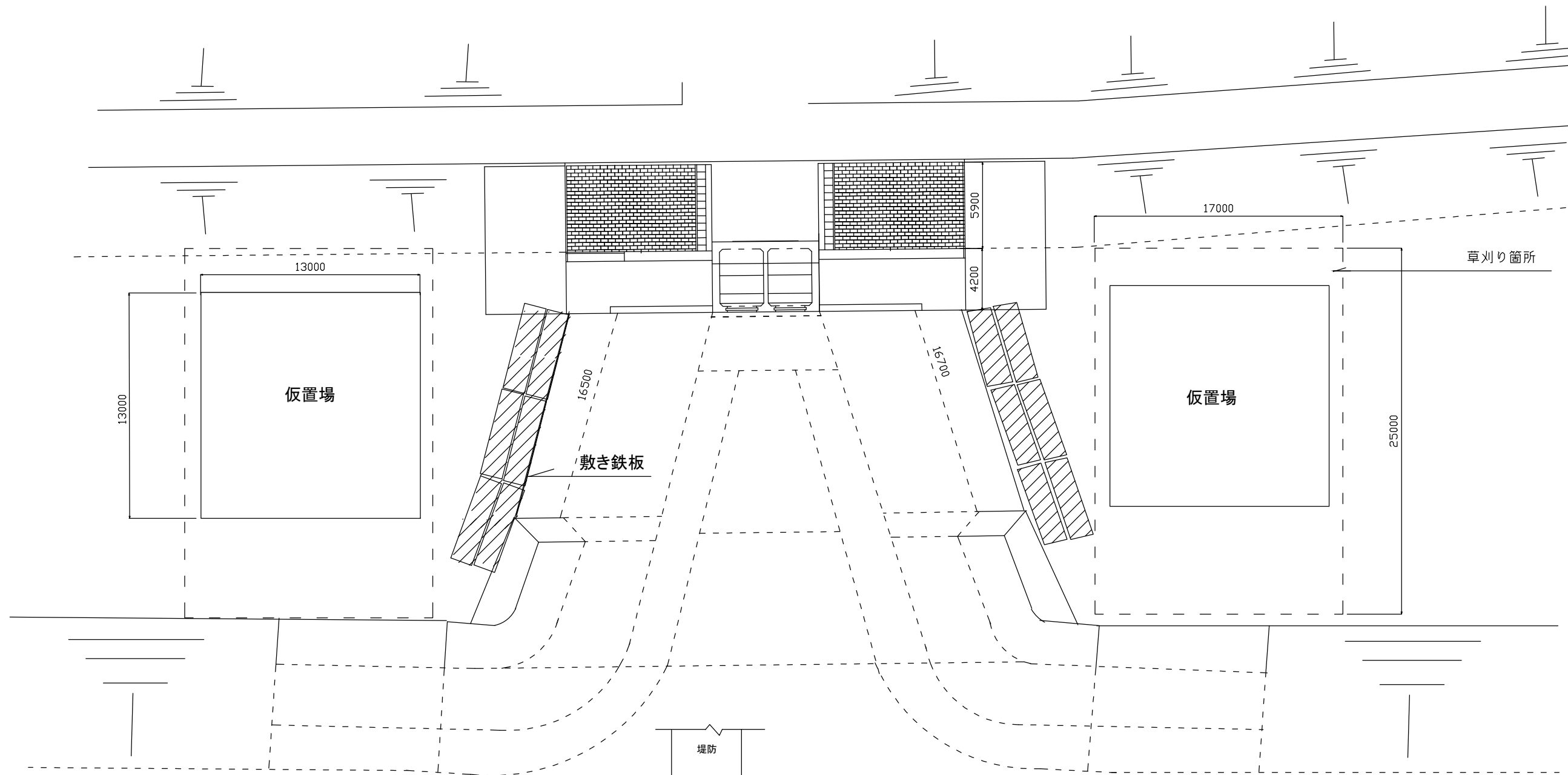


工 事 名 称	光取水口浚渫工事					
図 名 称	取水口平面図					
図 枚 数	5 葉中 3			縮 尺	NON	
完 成	令和	年	月	日	工事番号	九水企修令6第8号
課 長	副課長	場 長	副場長	班 長	設計製図	
九十九里地域水道企業団						

光取水口断面図



工 事 名 称	光取水口浚渫工事				
図 名	断面図				
図 枚 数	5	葉 中	4	縮 尺	NON
完 成	令和	年	月	日	工事番号 九水企修令6第8号
課 長	副課長	場 長	副場長	班 長	設計製図
九十九里地域水道企業団					



【敷鉄板】
 ※反対側は移動して使用する。
 ※河川敷内は適時移動しながら作業を行う。
 なお、利用状況により不足が生じた場合は道路分を移動して使用する。

仮堤防築造図

進入路詳細図

工 事 名 称	光取水口浚渫工事				
図 名 称	仮設図				
図 枚 数	5	葉 中	5	縮 尺	NON
完 成	令和	年	月	日	工事番号 九水企修令6第8号
課 長	副課長	場 長	副場長	班 長	設計製図
九十九里地域水道企業団					